

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成31年3月12日提出

【ファンド名】 NNライフアップ株式ファンド(為替ヘッジなし/年2回
決算型)
NNライフアップ株式ファンド(為替ヘッジあり/年2回
決算型)

【発行者名】 NNインベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 木村弘志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋英則

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート

【電話番号】 03 - 5210 - 0646

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

NNライフアップ株式ファンド(為替ヘッジなし/年2回決算型)およびNNライフアップ株式ファンド(為替ヘッジあり/年2回決算型)について繰上償還手続きを開始することを決定しましたので金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出します。

2【報告内容】

イ. 繰上償還の年月日

2019年5月17日(予定)

法令および投資信託約款の規定に基づく繰上償還手続きにおいて、書面決議により可決されることを条件として繰上償還するものとします。なお、書面決議の結果によっては両ファンドのうち一方のファンドが繰上償還し、他方のファンドは繰上償還せず運用を継続する場合があります。

ロ. 繰上償還決定に至った理由

ファンドの設定以来、弊社ではファンドの運用に鋭意努力してまいりましたが、ファンドの受益権口数が投資信託約款に規定する繰上償還条項に定める10億口を下回る状態が続いております。弊社といたしましてはファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返すことが受益者様の利益に資するとの判断をし、繰上償還手続きを行うことを決定いたしました。

ハ. 繰上償還にかかる情報の受益者への提供

ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対して、繰上償還にかかる情報を記載した書面を交付します。